



2023年1月17日

各位

上場会社名 株式会社T&K TOKA
代表者 代表取締役社長 増田 至克
(コード番号 4636 東証プライム)
問合せ先責任者
取締役管理統括本部統括副本部長
関根 秀明
(TEL 03-3963-0511)

Hikari Acquisition株式会社、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド (Nippon Active Value Fund PLC) 及びマイケル・ワン・サウザンド・ナイン・ハンドレッド・トゥエンティ・ファイブ・エルエルシー (Michael 1925 LLC) による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明 (留保) のお知らせ

当社は、Hikari Acquisition株式会社、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド (Nippon Active Value Fund PLC) 及びマイケル・ワン・サウザンド・ナイン・ハンドレッド・トゥエンティ・ファイブ・エルエルシー (Michael 1925 LLC) (以下、個別に又は総称して「公開買付者」といいます。) によって2023年1月10日に開始された当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に関して、本日、当社取締役会において、取締役全員の一致により、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、今後、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化の観点から、公開買付者から対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、公開買付者が2023年1月10日に提出した本公開買付けに係る公開買付届出書 (以下「本公開買付届出書」といいます。) の内容その他の関連情報と併せて慎重に評価・検討を行い、独立委員会の勧告又は意見を最大限尊重した上で、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終的に決定し、表明する予定です。

株主の皆様におかれましては、当社が行う予定の再度の意見表明及び当社から開示される情報に引き続きご留意いただき、本公開買付けに応募するか否か等について慎重にご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 公開買付者の概要

公開買付者①

(1)	名称	Hikari Acquisition株式会社
(2)	所在地	東京都港区西新橋二丁目15番7号MSC西新橋ビル3階税理士法人AKJパートナーズ内

(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 西田 真澄	
(4)	事業内容	上場会社の普通株式の取得及び所有	
(5)	資本金	1万円(2023年1月現在)	
(6)	設立年月日	2021年9月1日	
(7)	大株主及び持株比率 (2023年1月10日現在)	Rising Sun Management Ltd.	100.00%
(8)	当社と公開買付者の関係		
	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(注)「(8) 当社と公開買付者の関係」の「人的関係」、「取引関係」及び「関連当事者への該当状況」を除き、本公開買付届出書又はその添付文書の記載に基づきます。以下、「公開買付者②」及び「公開買付者③」について同じです。

公開買付者②

(1)	名称	ニッポン・アクティブ・バリュース・ファンド	
(2)	所在地	イギリス連合王国ロンドン市 ロンドンウォール125番地6階 (6th Floor, 125 London Wall, London, England)	
(3)	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。	
(4)	事業内容	会社の株式等の有価証券又は持分に投資する業務	
(5)	資本金	1,130,214.33英国ポンド(2023年1月現在)	
(6)	設立年月日	2019年10月	
(7)	大株主及び持株比率 (2022年6月30日現在)	Dalton Investments, Inc.	25.27%
		Kings Bay Investment Co., Ltd.	8.76%
		1607 Capital Partners	6.71%
		Trinity Hall	6.01%
		EFG Harris Allday	5.80%
		Charles Stanley	4.62%
		Evelyn Partners	4.36%
		Close Brothers Asset Management	3.63%
		Royalty Pharma	3.54%
		Shore Capital, stockbrokers (ND)	3.03%
(8)	当社と公開買付者の関係		
	資本関係	公開買付者②は当社株式を523,000株(所有割合:2.31%(注))所有しております。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
-------------	-------------

(注) 本公開買付届出書によれば、「所有割合」とは、当社が2022年11月14日に提出した第81期第2四半期報告書に記載された2022年9月30日現在の発行済株式の総数である22,664,240株から同日現在において当社が所有する自己株式数(但し、同日現在の当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。))に対する株式報酬制度として株式交付信託が保有する当社株式234,600株を除きます。)(50,214株)を控除した22,614,026株に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下同じです。)をいうものとされています(以下、所有割合の記載について同じです。)

公開買付者③

(1)	名称	マイケル・ワン・サウザンド・ナイン・ハンドレッド・トゥエンティ・ファイブ・エルエルシー(Michael 1925 LLC)
(2)	所在地	アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル・カウンティ、ウィルミントン、リトルフォールドライブ251(251 Little Falls Drive, Wilmington, New Castle County, Delaware USA)
(3)	代表者の役職・氏名	Rosenwald Capital Management, Inc.
(4)	事業内容	上場会社の普通株式の取得及び所有
(5)	資本金	米ドル建て部分：44,835,920米ドル 円建て部分：100,000,000円(2023年1月現在)
(6)	設立年月日	2021年4月
(7)	大株主及び持株比率 (2023年1月10日現在)	該当事項はありません(注)。
(8)	当社と公開買付者の関係	
	資本関係	公開買付者③は当社株式を157,200株(所有割合：0.70%)所有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 本公開買付届出書によれば、Michael 1925は、株式その他細分化された持分権を発行していないため、大株主に関する事項につき、該当事項はないとのことです。なお、Michael 1925の全ての運用資産を受託する主体はRising Sun Management Ltd.(以下「RSM」といいます。)の親会社であるRosenwald Capital Management, Inc.(所在地：121 W. Torrance Blvd., Suite 100, Redondo Beach, CA 90277, USA、所有するRSM株式数：500株(議決権割合：53%))であるとのことです。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,300円

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本公開買付けについて、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

(2) 意見の根拠及び理由

当社は、以下のとおり、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に評価・検討しているところであり、本日開催の取締役会において、取締役全員の一致により、現時点においては、本公開買付けに対する当社の意見の表明を留保することを決議いたしました。

本公開買付けは、当社に対して何ら情報提供や協議の機会を提供することなく、一方的に開始されたものです。

当社は、本公開買付けが公表された後、本公開買付けに対する当社の意見を表明することに向けて、直ちに、外部のアドバイザー等の助言・協力を受けながら、本公開買付けやその代替案に関する情報収集や検討等を開始しておりますが、本公開買付け届出書に記載された内容を含め、現時点までに当社が入手することができた情報のみでは、本公開買付けの目的、本公開買付け後に公開買付者が企図する具体的な経営方針、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する影響、本公開買付けにおける買付け等の価格の根拠、並びに、本公開買付けの是非及びその諸条件について評価・検討する上で重要であると考えられる多くの事項の詳細が明確ではないと考えております。

そのため、当社取締役会は、本公開買付けの是非及びその諸条件等に関し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化の観点から、慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当社の意見を形成するために、引き続き本公開買付け及び公開買付者に関する情報の収集に努めるべきであると考えております。

そこで、当社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく意見表明報告書における公開買付者に対する質問の制度を用いて本公開買付け及び公開買付者に関する正確な情報収集を早期に実施すべきであると判断し、本日、当社取締役会において、添付別紙 1 に記載された内容を公開買付者に対する質問として記載した意見表明報告書（以下「本意見表明報告書」といいます。）を提出することを決議いたしました。一方で、本公開買付けの是非及びその諸条件等については引き続き慎重に評価・検討をする必要があること、また、当社が 2023 年 1 月 11 日付で公表した「独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任について」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに係る当社の意見を表明するにあたり、当社取締役会の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性及び透明性を確保することを目的として、当社及び公開買付者からの独立性を有する当社の独立社外取締役のみから構成される独立委員会を設置しているところ、現時点においては本公開買付けに関する独立委員会の最終的な判断が示されていないことから、現時点においては本公開買付けに対する意見の表明を留保することを決議いたしました。

公開買付者は、法第 27 条の 10 第 11 項及び同法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を

含みます。) 第 13 条の 2 第 2 項に従い、本意見表明報告書の写しの送付を受けた日から 5 営業日以内に、下記「7. 公開買付者に対する質問」及び添付別紙 1 に記載の質問に対して、法第 27 条の 10 第 11 項に規定される対質問回答報告書を提出することが予定されております。当社は、公開買付者から、かかる対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、本公開買付届出書その他公開買付者が開示したその他の情報と併せて慎重に評価・検討を行います。そして、かかる評価・検討に加え、上記の独立委員会の勧告又は意見も得た上、それらの内容を踏まえ、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終的に決定し、表明する予定です。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場されております。

本公開買付届出書によれば、公開買付者は、直ちに当社株式の上場廃止を企図するものではなく、買付予定数の上限を 4,911,564 株（所有割合：21.72%）に設定の上、本公開買付けを実施し、本公開買付け後、公開買付者グループ（注）が所有する当社株式の数の合計は、最大で 9,950,200 株（所有割合：44.00%）となる予定であることから、当社株式は本公開買付成立後も、引き続き東京証券取引所プライム市場における上場が維持される見込みとのことです。

（注）本公開買付届出書によれば、「公開買付者グループ」とは、公開買付者及びその特別関係者であるダルトン・インベストメンツ・エルエルシー (Dalton Investments LLC)（以下「ダルトン LLC」といいます。）をいうとのことです。本公開買付届出書によれば、ダルトン LLC は、本公開買付届出書提出日現在において、当社株式を 4,358,436 株（所有割合：19.27%）を所有しており、公開買付者グループは、当社株式を合計 5,038,636 株（所有割合：22.28%）所有しているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付届出書によれば、公開買付者は、本公開買付け成立後に、当社株式を追加取得する予定はないとのことです。

もともと、上記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、現時点では、本公開買付けの目的、本公開買付け後に公開買付者が企図する具体的な当社の経営方針等の事項の詳細が明確ではないと考えております。本公開買付届出書に記載のとおり、RSM（注）は、2022 年 9 月 12 日付の書簡において、当社を非公開化する旨の提案を行っており（但し、RSM は、同年 11 月 4 日付の書簡において同提案を撤回しています。）、かかる経緯からすれば、本公開買付けの結果次第では、今後、公開買付者グループが当社株式につき追加取得を行うことや、公開買付者グループから二段階買収に向けた動きがとられる可能性も完全には否定できません。そのため、当社は、今後、本公開買付届出書の内容に加えて公開買付者から提出される対質問回答報告書の内容や公開買付者が開示したその他の情報、

及び、本公開買付けの結果を踏まえつつ、外部アドバイザーの助言・協力を受ける等した上で、対応について慎重に検討する予定です。

(注) 本公開買付届出書によれば、RSMは、公開買付者のうちニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド (Nippon Active Value Fund PLC) 及びマイケル・ワン・サウザンド・ナイン・ハンドレッド・トゥエンティ・ファイブ・エルエルシー (Michael 1925 LLC) に対して投資助言を行っており、公開買付者のうち Hikari Acquisition 株式会社の 100%親会社であるとのことです。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 独立委員会の設置及び勧告

上記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当社取締役会は、本公開買付けに係る当社の意見を表明するにあたり、当社取締役会の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性及び透明性を確保することを目的として、当社及び公開買付者からの独立性を有する当社の独立社外取締役のみによって構成される独立委員会を設置しております（独立委員会委員の氏名及び略歴については、別紙2をご参照ください）。当社取締役会は、独立委員会から、現時点においては本公開買付けに対する意見の表明を留保し、さらに慎重に評価・検討を行うべく、下記「7. 公開買付者に対する質問」及び添付別紙1に記載の各事項について公開買付者に対して質問を提示し、当該質問に対する公開買付者の回答を受領した後に、それを踏まえて当社の賛否の意見を最終的に決定し、表明する予定とすることは、本公開買付けへの対応として適当である旨の勧告を受領しております。

② 外部アドバイザーの選任

当社は、本公開買付けの評価・検討に際して、意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、その法的助言を踏まえて、本公開買付けについて慎重に評価・検討しております。なお、森・濱田松本法律事務所は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

4. 公開買付者と当社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付届出書によれば、本公開買付けに際し、公開買付者はダルトン LLC との間で 2023 年 1 月 6 日付で、ダルトン LLC が所有する当社株式の全て（所有株式数の合計：4,358,436 株、所有割合：19.27%）について本公開買付けに応募しない旨を書面で合意しているとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問
添付別紙1をご参照ください。

8. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

以 上

公開買付者に対する質問

公開買付者グループに対する質問は以下のとおりです。本別紙の用語につきましては、原則として公開買付者が 2023 年 1 月 10 日付で提出した本公開買付けに係る公開買付届出書の定義するところによります。

第 1 公開買付者グループ等について

1. 公開買付者グループ、RSM、Rosenwald Capital Management, Inc.、ダルトンジャパン、及び Dalton Investments, Inc. (以下「公開買付者グループら」といいます。)に関する以下の事項を各社について個別にご教示ください(公開買付届出書に記載のある情報は重ねてご回答いただく必要はありません。なお、本質問につきましては、本 MBO 提案に対する 10 月 11 日付対象者書簡及び 10 月 28 日付対象者書簡における質問にも一部含まれる内容ですが、十分なお回答を頂けませんでしたので、再度ご質問するものである点、付言させていただきます。)
 - ① 役員の氏名・名称・経歴
 - ② 他の公開買付者グループらとの資本・出資関係、取引関係
 - ③ 財務内容・経営成績
 - ④ 従業員数
 - ⑤ 過去の法令等(国内外の法律、政令、規則、命令、告示、通知、条例、指針、通達、行政指導、ガイドライン、金融商品取引所規則その他の規制をいいます。)違反行為の有無及び内容

2. 公開買付者グループ及び RSM のこれまでの投資活動(RSM については投資助言活動を含みます。)に関する以下の事項を各社について個別にご教示ください。なお、本質問につきましては、本 MBO 提案に対する 10 月 11 日付対象者書簡及び 10 月 28 日付対象者書簡における質問にも一部含まれる内容ですが、十分なお回答を頂けませんでしたので、再度ご質問するものである点、付言させていただきます。
 - ① 具体的な投資先の名称(株式保有割合で 3%以上のものに限ります。)
 - ② 上記各投資先に対して投資を行った目的・理由
 - ③ 上記各投資先に対する投資活動の詳細(公開買付者グループ又は RSM が各投資先に対して行った提案行為の内容及びその結果、公開買付者グループ又は RSM の各投資先に対する出資割合及び各投資先における役職を含みます。以下本書において同じとします。)
 - ④ 上記各投資先を選定したプロセス及び選定に至った理由

3. 公開買付者グループ及び RSM による投資後の投資先（株式保有割合で 3%以上のものに限ります。）の業績の推移、及び当該推移に対し貢献したとお考えであればその理由をご教示ください（なお、株価の推移ではなく業績の推移についてご回答ください）。なお、本質問につきましては、本 MBO 提案に対する 10 月 11 日付対象者書簡及び 10 月 28 日付対象者書簡における質問にも一部含まれる内容ですが、十分なお回答を頂けませんでしたので、再度ご質問するものである点、付言させていただきます。
4. 公開買付者グループ又は RSM が実質的に支配ないし運用するファンド並びにその組合員又は出資者（直接であるか間接であるかを問いません。）、業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者（以下「組合員等」といいます。）の概要（名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、代表者の氏名及び経歴を含みます。）、投資方針の詳細、過去 10 年間における投資活動の詳細を、個別にご教示ください。
5. 公開買付者グループらに含まれるファンド、法人、組合その他の団体の意思決定機関（意思決定機関に指示、アドバイス等を行う者がいる場合には、その者を含みます。以下同じ。）の概要（各意思決定機関の名称、並びにそれぞれの具体的な権限事項及び意思決定の手続）についてご教示ください。また、これらの意思決定機関が個人である場合には当該個人の具体的な役職、氏名及び経歴を、会議体である場合には、参加資格を有する者の範囲及び人数をご教示ください。加えて、公開買付者グループら以外に、本公開買付け又は当社株式の保有方針等に関する意思決定に関与する者の有無、それが存する場合にはその者の具体的な氏名又は名称、概要、役割並びにその意思決定機関の概要（その名称並びに具体的な権限事項及び意思決定手続）についてご教示ください。
6. NAVF、Michael 1925 及びダルトン LLC の提出に係る 2022 年 9 月 15 日付変更報告書 No.17 においては、NAVF 及びダルトン LLC の保有目的及び重要提案行為等において、当社との対話や当社に対する重要提案行為等の可能性に言及されている一方で、Michael 1925 の保有目的及び重要提案行為等においては「純投資」とのみとされ、重要提案行為等に関する言及は見受けられませんでした。公開買付届出書によれば、Michael 1925 は、2021 年 8 月上旬に本 NAVF・Michael 間共同取得合意を行い、2022 年 6 月上旬には、ダルトン LLC、NAVF 及び Michael 1925 の間で本共同取得合意をし、当社の経営におけるキャピタルアロケーションの問題改善に向けたエンゲージメント活動を共にすることについて合意したものとされ、Michael 1925 においても重要提案行為等を行うことが企図されていたと思われるにもかかわらず、2022 年 9 月 15 日付変更報告書 No.17 における記載にはかかる記載が見受けられないことが法的に正当化される根拠をご説明ください。なお、この点については 10 月 11 日付対象者書簡及び 10 月 28 日付対象者書簡においても質問をしておりますが、RSM からは（この 3 者間で）「特に違いはありません。次の変更報告書で Michael 1925 の保有目的も変更するかもしれません。」との回答のみを受けており、2022 年 9 月 15 日付変更報告書 No.17 における記載が法的に正当

化される根拠については回答を得られませんでした。RSM が当該回答をした理由及びそれ以上の回答をしなかった理由もご説明ください。その後、NAVF、Michael 1925 及びダルトン LLC は、本公開買付けが開始された後に、2023 年 1 月 16 日付変更報告書 No.18 を提出し、Michael 1925 の保有目的のみを変更しましたが、上記経緯にもかかわらず、当該時点での変更とされた理由及び訂正届出書ではなく変更報告書の形式を選択された理由もご説明ください。

7. 大量保有者は、株券等保有割合が百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合には、その日から 5 日以内に、当該変更に係る事項に関する変更報告書を提出しなければならず（法第 27 条の 25 第 1 項）、変更報告書を提出しない者若しくは重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとされています（法第 197 条の 2 第 5 号、第 6 号）。かかる法規制に対して、

①NAVF、Michael 1925 及びダルトン LLC の提出に係る 2022 年 9 月 15 日付変更報告書 No.16 は、報告義務発生日である 2022 年 7 月 20 日（その後更に、NAVF、Michael 1925 及びダルトン LLC の提出に係る同年 9 月 26 日付訂正報告書において、報告義務発生日を同年 7 月 20 日より前の同年 7 月 15 日に訂正されています。）から提出期限を大幅に徒過した同年 9 月 15 日付で提出されています。また、②NAVF、Michael 1925 及びダルトン LLC の提出に係る 2022 年 9 月 15 日付変更報告書 No.17 は、報告義務発生日である 2022 年 8 月 18 日（その後更に、NAVF、Michael 1925 及びダルトン LLC の提出に係る同年 9 月 26 日付訂正報告書において、報告義務発生日を同年 8 月 18 日より 1 カ月近くも前の同年 7 月 25 日に訂正されています。）から提出期限を大幅に徒過した同年 9 月 15 日付で提出されています。

そして、上記 6. の通り、Michael 1925 においても重要提案行為等を行うことが企図されていたと思われるにもかかわらず、2022 年 9 月 15 日付変更報告書 No.16 及び同日付変更報告書 No.17 における記載にはかかる記載が見受けられず、その後の同年 9 月 26 日付の 2 通の上記訂正報告書においても訂正を行っていない点で重要な事項につき虚偽の記載があるものと考えられることに加え、少なくとも当社の指摘により、かかる事実を認識したにもかかわらず、その後も訂正は行われておりません。このような変更報告書の提出期限の徒過（訂正報告書による提出期限の更なる前倒しでの訂正も含まれます。）及び虚偽記載が生じた理由（意図的なものであるかを含みます。）並びに公開買付者グループにおける大量保有報告制度その他の規制遵守に対する認識及び方針、これらの法令遵守に係る管理体制を具体的にご説明ください。また、かかる法令等の違反に関する再発防止策の方針をご説明ください。

8. 公開買付者グループ及びその構成員（主要な株主又は出資者及び重要な子会社、関連会社を含み、公開買付者がファンドである場合には、主要な組合員等を含みます。以下同じ。）において、以下の各事

業に関する運営経験、ノウハウ等があれば、その根拠と共に具体的にご教示ください。なお、本質問につきましては、本 MBO 提案に対する 10 月 11 日付対象者書簡及び 10 月 28 日付対象者書簡における質問にも一部含まれる内容ですが、全く回答を頂けませんでしたので、再度ご質問するものである点、付言させていただきます。

- (i) 印刷インキの販売に関する事業
- (ii) 印刷機及び印刷関連機材の販売に関する事業
- (iii) 機能性樹脂、精密分散品等の販売に関する事業

9. 公開買付者グループら及びその構成員と反社会的勢力（暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体を総称していいいます。以下同じ。）との関係の有無（反社会的勢力との関係又はそのおそれが生じたことがある場合には、その概要及び対応状況を含みます。）についてご教示ください。なお、本質問につきましては、本 MBO 提案に対する 10 月 11 日付対象者書簡への回答において一部回答を受けておりますが、重要な質問となりますので、再度ご回答頂ければと存じます。

第 2 本公開買付けに至った経緯について

1. 公開買付者グループが当社株券等を買付けの対象とした目的・理由及び選定プロセス（選定を開始した時期等の時系列を含みます。）についてご教示ください。その際に重視された経営ないし財務指標があればご説明ください。なお、公開買付届出書に記載のある情報は重ねてご回答いただく必要はありませんが、本質問につきましては、本 MBO 提案に対する 10 月 11 日付対象者書簡及び 10 月 28 日付対象者書簡においても質問した内容であるところ、十分なお回答を頂けませんでしたので、再度ご質問するものである点、付言させていただきます。
2. 公開買付届出書によれば、ダルトン LLC は、「本質的価値と比較し割安で、株主と利害関係を共にして経営する経営陣を待つ銘柄の発掘に努めて」いるとのことであるところ、当社株券等の「株価が割安に評価されて」いるとのこと。ついては、当社株券等の株価が「本質的価値と比較し割安」であると評価されている根拠（そのような評価の前提となる具体的な基準、本質的価値として評価している価格及びかかる評価の理由）についてご説明ください。
3. RSM の当社に対する 2022 年 9 月 12 日付の本 MBO 提案について、以下の質問にご回答ください。
 - (1) 本 MBO 提案においては、RSM が招聘する投資家（候補者として接触した大手プライベート・エクイティもあるとのことでした）をスポンサーとして、MBO により当社株式を 1 株当たり 1,300 円

で取得する手法により当社を非公開化することに言及されておりましたが、MBO を検討するにおいてスポンサーとなる投資家の属性・経営ノウハウ等は極めて重要であるところ、当社が10月11日付対象者書簡及び10月28日付対象者書簡において、想定されていた当該投資家の詳細について質問をしたにもかかわらず、具体的な回答をしなかった理由についてご教示ください。

(2) 本 MBO 提案に対して、当社が10月11日付対象者書簡及び10月28日付対象者書簡において、以下の質問及び更問をした（一般的に、いずれの質問も MBO の提案に対する真摯な検討を開始するにあたり極めて重要であり、かつ、必要不可欠なものであると考えており、質問及び更問に際してはその旨も明示していた）にもかかわらず、具体的な回答をしなかった又は書面での回答を拒否された理由についてご教示ください。併せて、かかる経緯にもかかわらず、公開買付届出書11頁において、当社の対応が「儀式的」であり、「対象者経営陣は株主価値の向上を真摯に検討しているのか疑問を呈する状況である」と記載されている理由及び10月28日付対象者書簡に対する回答を一切せず一方的に本 MBO 提案を撤回した理由をご説明ください。

- ・ 「ご想定されている、本 MBO の目的（本提案において言及されている業界再編の内容や本 MBO による非公開化により当社と買付主体グループとの間にいかなるシナジーが生じるかを含みます。）、方法及び具体的内容（時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）をご教示ください。」

- ・ 「本提案においては、買付等の価格を1株当たり1,300円とする旨の言及がございますが、当該価格を算出された根拠をご教示ください。」

- ・ 「ご想定されている、本 MBO に要する買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）をご教示ください。」

- ・ 「ご想定されている、本 MBO による非公開化後における当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本計画、投資計画、資本政策、配当政策等をご教示ください。」

- ・ 「前項の経営方針、事業計画、財務計画、資本計画、投資計画、資本政策、配当政策等のそれぞれについて、当社が上場を維持することでどのような支障が生じ達成できないのかについて、具体的にご説明ください。」

- ・ 「ご想定されている、本 MBO による非公開化後における当社グループの顧客、取引先、役員、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針について具体的にご説明ください。」

- ・ 「ご想定されている、本 MBO による非公開化後の、当社グループの運営体制、意思決定の方法、事業運営方針等をご教示ください。」
4. 本公開買付けの買付期間・開始時期が適切と判断された理由を具体的にご教示ください。特に、当社は、10月28日付対象者書簡により、本 MBO 提案を検討する前提として、追加の情報及び資料の提供を要請し、当該要請に基づく情報の提供を待っていた状況であったにもかかわらず、RSM において本 MBO 提案を一方的に撤回し、その後本公開買付けについて何らの事前連絡・協議なしに突如として、2023年1月10日を公開買付け期間の初日として本公開買付けを開始するという行動が適切と判断された理由、及び、当社の2023年の定時株主総会の基準日（2023年3月31日）前に決済が終了するスケジュールでの公開買付けを開始することが適切と判断された理由をそれぞれ具体的にご教示ください。
 5. 公開買付け届出書11頁において「キャピタルアロケーションに関する株主の懸念に対する何らの具体的な回答も示しませんでした」と記載されていますが、当社としては、公開買付け届出書8頁以降の(a)ないし(e)に記載いただいた各内容及びそれに対する公開買付け者グループの考えについて、11月16日のRSMのCIO及び当社代表取締役の面談その他それ以前の書簡のやり取り等においても話題として取り上げられたことはありこそすれ、明確な問題意識や懸念の表明はなかったと認識しております。それにもかかわらず、これらについて当社との間で具体的な問題意識や懸念を共有した上での協議を行う機会も持たないまま、本公開買付けを突如として開始し、上記のような記載に及ばれるに至った理由をご説明ください。
 6. 公開買付け届出書12頁において「2022年4月上旬に対象者を含む上場企業株式への公開買付けに関するフィナンシャルアドバイザー契約を締結していた三田証券株式会社」との記載がありますが、当社の株券等に対する公開買付けについてどのような目的のもと、いかなる内容の契約を締結されていたかご説明ください。
 7. 本公開買付けに関して、当社に対して事前に通知・連絡することなく本公開買付けを開始することが、当社のステークホルダーの皆様（当社の取引先、従業員、一般株主を含みます。）にもたらす不安・混乱等の影響、当社の企業価値に及ぼす影響について、いかなる評価・検討が行われたのかにつき、具体的にご説明ください。ご説明にあたっては、本公開買付けが成立した場合、公開買付け者グループが当社株式を所有割合にして40.00%から44.00%所有することになることも踏まえてご説明ください。
 8. 本公開買付けの開始に関して、当社の一般株主の皆様、当社の取引先その他の第三者との間で、何ら

かの連絡、協議、合意等をなされたか、なされた場合にはその具体的な内容をご教示ください。また、今後本公開買付けに関して何らかの連絡、協議、合意等を行う予定がある場合は、その相手先及び内容等について具体的にご教示ください。

9. 公開買付届出書 11 頁によれば、RSM は、2022 年 11 月 6 日に本公開買付けを実施することの是非の検討を開始したとのことですが、その直後の同月 16 日に実施された RSM の CIO 及び当社代表取締役の面談時に、本公開買付けを実施することの是非について、何らの言及も協議も行わなかった理由について具体的にご教示ください。特に、ご回答にあたっては、公開買付者の代表取締役でもある RSM の CIO から、『一緒に』、『建設的に』、『友好的な』形で何かできないか検討させて頂きたいとの発言があったにもかかわらず、当社に対して事前に通知・連絡することなく本公開買付けに至った理由についてもご説明ください。
10. 公開買付者グループのこれまでの当社株式の取得に当たっての 1 株当たりの平均取得価格について各社それぞれご教示ください。

第3 本公開買付けの目的、方法及び内容、買付け条件等について

1. 公開買付者グループの中で、ダルトン LLC が、「約 13 年にわたり対象者株式に投資し、対象者現経営陣とは建設的な対話を継続的に行い、信頼関係を着実に築いて」こられ（公開買付届出書 11 頁）、また当社の経営におけるキャピタルアロケーションの判断に「疑問を抱くに至」られたとのことと理解しております。かかる経緯にもかかわらず、公開買付者にダルトン LLC が含まれなかった理由について具体的にご教示ください。
2. 本公開買付けは、実質的には当社株主総会の過半数を確保することができる水準となるよう買付予定数の上限が設定されている部分買収であること等から、当社は、本公開買付けには構造的な強い強圧性が存すると考えておりますが、この点についての公開買付者グループの認識をご説明ください。また、公開買付者グループが、このような強い強圧性を回避又は軽減するために公開買付者グループが講じている又は講じる予定である方策等についてご説明ください。
3. 本公開買付けは、「過半の議決権を所有」し、「取締役の選任を含む株主総会の普通決議の可決権を取得すること」により「経営権の取得」を意図するものではなく、「公開買付者グループの所有割合、すなわち影響力を高めた上での更なるエンゲージメント活動の実施」が目的とされているのであれば、買付予定の株券等の数に下限を設定する必要はないように思われますが、下限株数が設定されている理由を具体的にご教示ください。

4. 本公開買付けが実行された場合、当社株式の流動性が低下するとともに、当社の株主数、流通株式数、流通株式比率、流通株式時価総額が低下することになりますが、このような当社株式の状況をも踏まえた上で、公開買付者による本公開買付けにより、①市場における当社株式の適正な株価の形成機能に生じる影響、②当社株式の上場維持に与える影響、③当社に対する潜在的な投資家の投資意欲に与える影響、④その他当社の企業価値及び株主利益に与える影響に関する考え方について、それぞれ具体的にご教示ください。
5. 公開買付届出書 10 頁において、「対象者経営陣は、市場参加者による短期的な業績への関心から、短期的な売上増加が期待されるものの、利益率や資本効率の低い設備投資や M&A を推進してきたことがキャピタルアロケーションの問題の原因であると考えられ」と述べておりますが、そのように考えられるに至った具体的な事情・理由を網羅的にご説明ください（公開買付届出書 8 頁以降の(a)ないし(e)のみがその原因というご趣旨であれば、その旨ご回答ください。）。
6. 本公開買付けの実施に関し適用される可能性のある外為法その他の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認等又は許認可等の内容、これらの取得ないし履践・遵守の状況について具体的にご教示ください。
7. 本公開買付けの完了後における当社の経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性について具体的にご教示ください。また、当社グループでは浙江迪克東華精細化工有限公司や杭華油墨股份有限公司等において、中国国内で事業を展開しています。本公開買付け完了後に当社が米国法人である Rosenwald Capital Management, Inc. の実質的な傘下となることで、米中間の貿易及び国家安全保障の緊張による事業や投資に関する規制強化等を背景として、当社グループによる中国国内での事業に影響が生じる可能性についても、併せて具体的にご教示ください。
8. 本公開買付けについて、公開買付者がアドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社若しくはその他の金融機関、弁護士、会計士及び税理士の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者氏名を含みます。）につき、それぞれご教示ください。なお、公開買付代理人を除きます。
9. 本公開買付けの実施にあたって、公開買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに本公開買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額並びに算定根拠を含みます。）について、公開買付届出書に記載しているもの以外の内容があれば具体的にご教示ください。
10. 部分的な公開買付けである本公開買付けに係る 1 株あたりの公開買付価格と非公開化を志向する

本 MBO 提案における 1 株あたりの買付価格とがいずれも 1,300 円と同額である理由について、公開買付者のご認識をご教示ください。

- 1 1. 公開買付届出書 27 頁によれば、Hikari Acquisition は、金融機関ではない Rosenwald Partners LP 及び Knigs Bay Investment Company Ltd.からの借入により買付け等に要する資金に充当することですが、これらの貸付人が貸付を行うに足りる資金を有していることを証する資料（融資証明書以外）をご提示ください。
- 1 2. 公開買付届出書 27 頁によれば、買付け等に要する資金に充当するための借入れに係る担保として、当社株式を供するものとされておりますが、当該担保に係る契約の概要をご教示ください。特に、当社の事業活動の制約となり得るコバナンツの有無及び当該コバナンツが存在する場合はその概要についてご教示ください。
- 1 3. 公開買付届出書に記載されたもののほか、公開買付者グループが、本公開買付けにおいて取得を予定する当社株券等に関して締結する予定の賃借契約、担保契約、買戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決めその他の合意（口頭によるものを含み、以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の相手方の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成及び代表者の氏名を含みます。）、担保契約等の対象となる当社株券等の数、担保契約等の具体的内容をご教示ください。

第 4 本公開買付け後の経営方針について

1. 公開買付者グループとして、当社の企業価値の源泉はどのようなものと考えているかについて具体的にご教示ください。当社事業に係る業界の今後の見通し、当該業界における当社の位置づけに関する公開買付者グループの考えについても具体的にご教示ください。なお、本質問につきましては、本 MBO 提案に対する 10 月 11 日付対象者書簡への回答において、「長年に渡り培ってきた分散技術が貴社の企業価値の源泉であり、当技術が UV インキ市場における高シェア獲得に至った背景にあります。一方、世界のインキ市場に属する上位企業 10 社の内、約半数が日系企業です。縮小する国内市場において、それらの競合との差別化は特に難しくなっており、競争は年々激化しているのが現状です。一株主として、貴社経営陣の過去実績を振り返ると、現状の経営リソースだけでは世界のインキ市場から今後貴社が取り残される可能性が高いと考えており、貴社の将来に強い懸念を抱いています。」との回答を受けておりますが、回答内容が異ならないのであれば、当社から 10 月 28 日付対象者書簡においてご質問した「一株主として、貴社経営陣の過去実績を振り返ると、現状の経営リソースだけでは世界のインキ市場から今後貴社が取り残される可能性が高いと考えて」いる理由（特に、当社経営陣のいかなる過去実績に着目し、現状のいかなる経営リソースの不足を根拠に、世界のインキ市場か

ら今後当社が取り残される可能性が高いとご指摘されるのか)を具体的にご教示ください。

2. 前項の認識のもと、当社事業に係る市場の今後の需要及び動向、当該市場内での当社の位置づけ(例えば、競業他社との比較等)、並びに、これから当社が進むべき経営の方向性についてどのように考えておられるかについて、具体的にご教示ください。なお、本質問につきましては、本 MBO 提案に対する 10 月 11 日付対象者書簡に含まれる内容ですが、十分なご回答を頂けませんでしたので、再度ご質問するものである点、付言させていただきます。
3. 本公開買付け後の当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本計画、投資計画、資本政策、配当政策等(本公開買付けの完了後における当社事業又は資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。)として、公開買付者グループが適切とお考えの内容を、それぞれ具体的にご教示ください。なお、ご回答にあたっては、当社はこれまで公開買付者グループとの対話を通じて、様々なご提言を頂いてまいりましたが、基本的には一貫して「自己株取得を拡充すべき」とのご提案を頂いていたと認識しており、「2019 年 6 月から 2022 年 6 月にかけてはダルトンジャパンの推薦により、「ダルトンジャパンの職員(役職名: Vice President)である磯貝厚太氏が対象者の取締役を務め」ておりましたが(公開買付届出書 8 頁)、同氏におかれても当社取締役会において事業戦略に関するご意見を述べられることは少なく、「自己株取得を検討すべき」といった資本政策に関するご意見がほとんどであったことも踏まえて、株主還元策として適切と考えてこられている内容をご説明ください。なお、事業計画等関しては、磯貝厚太氏は、当社が 2022 年 5 月 10 日付で公表した「中期経営計画 With You toward 2024」の承認に係る取締役会決議において賛成していることを付言させていただきます。
4. 本公開買付けの目的として掲げる「キャピタルアロケーションの改善」とはどのような施策を想定しているか、抽象的ではなく、具体的な対象毎に数値基準を示した上で、ご想定配分策をご教示ください(当社の財務状況等を前提として、いくらの配当又は自己株式取得等を、いつ実施することを求められるのかについて、当社の中長期的な成長のために必要となる投資金額の具体的な想定を踏まえてのご説明を含みます。)
5. ダルトン LLC は、「価格改定や不採算品目の縮減などの対応・計画へのコミットメントが限定的であり、そもそも原価管理体制が不十分である懸念がぬぐえない」との課題に対して、「販売価格や原価・在庫のコントロール」を期待していたとのことですが(公開買付届出書 8 頁)、公開買付者グループとして、かかる課題を具体的にどのように解決すること、具体的にどのような内容の販売価格の設定及び原価管理体制の構築を考えているか、ご教示ください。
6. ダルトン LLC は、「国内の印刷用インキ市場の縮小トレンドが明らかな中、拠点分散を掲げ、滋賀に

新工場建設を決議し、当該工場への当初想定投資額は約 60 億円であったところ、想定を大幅に上回る、総額約 100 億円の大型設備投資を 2014 年 3 月期から数年にかけて滋賀の新工場に対し行ってきており、結果として、需要に対して過剰な設備を保有することにより、稼働率・収益悪化に至っている」との課題に対して、「需要や市場予測に応じた設備投資計画の策定」を期待していたとのことですが（公開買付届出書 8 頁）、公開買付者グループとして、かかる課題を具体的にどのように解決し、具体的にどのような内容の設備投資計画を考えているか、ご教示ください。特に、ダルトン LLC は、「中期経営計画リリースに記載された 2025 年 3 月期の営業利益の目標額は 30 億円（2022 年 3 月期の営業利益 2.28 億円の約 13 倍）・・・（中略）・・・投資予定額は 80 億円を見込むところ、過去の対象者の業績推移からして実現可能性に疑問が生じる利益水準となり、投資計画の妥当性についても疑問」であるとし、「過去の業績から妥当な業績・設備投資計画の策定といった改善策」を期待していたとされていること（公開買付届出書 9 頁）を踏まえて、公開買付者グループとして、具体的にどのような内容の業績・設備投資計画が当社グループにとって適切と考えているか、ご教示ください。

7. 本公開買付け後の当社グループの顧客、取引先、役員、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針について具体的にご説明ください。
8. 本公開買付け完了後、公開買付者グループの当社株主総会における議決権を含む株主権の行使方針についてご教示ください。特に、「役員派遣を行うことや現経営陣の入れ替えを行うこと」は予定していないとのことですが（公開買付届出書 13 頁）、役員選任議案に対する議決権行使の方針（いかなる場合に賛成、反対又は棄権の議決権行使をするのかを含む。）について具体的にご教示ください。
9. 公開買付者として、当社の従業員の労働環境・労働条件の変更や従業員の削減（事業売却に伴うものも含みます。）を提案する可能性があるか、ある場合にはどのような事由が発生し又はどのような条件が成就した場合に、どのような変更を求めるか、その内容と理由をご教示ください。
10. 公開買付者グループは、「所有割合が 50.00%を超える水準を上限とすると、過半の議決権を所有すると、外形的には取締役の選任を含む株主総会の普通決議の可決権を取得することになるという点において、過半の役員派遣を前提とした経営権の取得を企図していると対外的にみなされる可能性があり、公開買付者としてはそのような意図はなく、また、50.00%に近接した水準であると、対象者が今後自己株式の取得を行った場合等、総株主の議決権が減少した場合に、企図せず所有割合が 50.00%を超えてしまう可能性もあることから」（公開買付届出書 5 頁）、本公開買付けにおける買付予定数の上限を 4,911,564 株（本公開買付けが成立した場合の公開買付者グループの所有割合：44.00%）に設定したとされておりますが、他方で、当社の直近の定時株主総会における議決権行使比率に鑑みれば、株主総会において過半の議決権を有する状況に近くなり、これにより当社の経営への「相当の影響力

を有し、対象者経営陣における経営の緊張感を高め」ること（公開買付届出書 4 頁）、「影響力を高めた上での更なるエンゲージメント活動」（公開買付届出書 13 頁）を想定されているとのこと。ここで言及されている「相当の影響力」、高めた「影響力」とは具体的にどのような影響力を意味しており、またそのような影響力を背景に、「経営の緊張感を高め」とは具体的にどのような状況を意図されているのか、これまでの公開買付者グループと当社との間の関係性や状況との違い・変化に言及頂きつつご説明ください。また、そのような状況の変化と経営権の取得とが実質的にどのように異なるとお考えなのか、具体的にご説明ください。なお、ご回答に際しては、公開買付者グループが考える「経営権の取得」の意味についても具体的にご説明ください。

- 1 1. 公開買付届出書 5 頁に記載の通り、当社の「直近の定時株主総会における議決権行使比率である 77.56%」を前提とすれば、本公開買付けが成立した場合、公開買付者グループは、当社株式を所有割合にして 40.00%から 44.00%所有することになり、当社経営に対して強い「影響力」を持つにとどまらず、実質的に当社株主総会における普通決議の成否の決定権を有することになり、当社を実質的に支配する状況になると考えられます。そのような状況において、公開買付者グループとその他の一般株主の間で、利害が一致しない場面が生じることが想定されますが、そのような場面に対処するための方針又は措置としてどのようなお考えをお持ちであるか、具体的にご説明ください。
- 1 2. 「公開買付者グループは対象者に役員派遣を行い経営権を取得する意図はないものの、株主総会において過半の議決権を有する状況に近くなり、エンゲージメント活動における相当の影響力を有し、対象者経営陣における経営の緊張感を高め、キャピタルアロケーションの改善の実現可能性を高めることができる考えた」（公開買付届出書 5 頁）、そして「公開買付者グループはエンゲージメント活動を行う株主の立場であり、キャピタルアロケーションの改善策を含む対象者の経営方針は、対象者経営陣が判断するものであると考えている」とのことであり、「現時点において、・・・(中略)・・・役員派遣を行うことや現経営陣の入れ替えを行うこと」は予定していない（公開買付届出書 13 頁）とのことですが、役員派遣をしない前提で、具体的にどのような方法でキャピタルアロケーションの改善策を実行するご想定なのかご説明ください。公開買付届出書 11 頁には、「対象者の賛同を得られなくとも、対象者のキャピタルアロケーションを改善するためのエンゲージメント活動における影響力を高めるための公開買付けを実施する」との判断をされたとのことですが、かかる記載の趣旨を併せてご説明ください（上記 1 1. に記載の通り、公開買付者グループにおいて当社を実質的に支配している状況にあることを背景として、公開買付者グループの望むキャピタルアロケーションに係る施策を当社の経営陣が反対であったとしても、事実上強制することができるという趣旨になるでしょうか。）。
- 1 3. 10 月 11 日付対象者書簡に対する回答の中で、RSM は、「研究開発等の業務執行と、経営資源の

最適配分（広義の資本政策）では求められる資質が異なり、現経営陣に後者の資質が欠けていることは、過去の実績が如実に物語っています。」「貴社経営陣の過去実績を振り返ると、現状の経営リソースだけでは世界のインキ市場から今後貴社が取り残される可能性が高いと考えており、貴社の将来に強い懸念を抱いています。」と述べています。当該回答は、現経営陣の下では、キャピタルアロケーションの改善は期待できないという趣旨と理解されますが、「役員派遣を行うことや現経営陣の入れ替えを行うこと」はしないとしている理由を具体的にご説明ください。

14. 仮に、「相当の影響力を有し、対象者経営陣における経営の緊張感を高め」、「影響力を高めた上での更なるエンゲージメント活動」を経たとしても、公開買付者グループとして想定されている「キャピタルアロケーションの改善」が進展・実現しない場合、公開買付者グループとしていかなる施策を講じることをご想定か具体的にご教示ください。上記11.の質問に記載の通り、本公開買付けが成立した場合、公開買付者グループは、実質的に株主総会の普通決議の成否を決することができるようになるため、剰余金の配当に係る株主提案を行えば、公開買付者グループの望む株主還元を少なくとも部分的には実現することができる可能性が高いと考えられますが、そのような手法をとることを想定しているかを含めてご説明ください。
15. 公開買付者グループは、「現時点において、本公開買付けの成立後に対象者の経営権を取得する意図はな」いとのことですが（公開買付届出書13頁）、今後どのような事態が生じれば（現時点と異なり）経営権を取得する意図を有することになるのか、具体的にご説明ください。なお、ご回答に際しては、公開買付者グループが考える「経営権の取得」の意味についても具体的にご説明ください。
16. 公開買付者グループは、「現時点において、・・・(中略)・・・役員派遣を行うことや現経営陣の入れ替えを行うこと」（公開買付届出書13頁）は予定していないとのことですが、①公開買付者グループが推薦した者が当社の役員候補者となることは「役員派遣」に当たるという理解でよいか、異なるのであればその内容について、②「対象者から要請」がない場合に、どのような事由が発生した場合に「役員派遣」や「経営陣の入れ替え」を行う可能性があるかについて、具体的にご教示ください。
17. 本公開買付け後の当社株式の保有方針及び処分又は追加取得の可能性の有無、並びに処分又は追加取得の可能性が存する場合にはその具体的な実行予定時期及び処分／追加取得する当社株式数の見込み等についてご教示ください。特に、本公開買付けが成立した場合においては、公開買付者グループの所有割合は40%を超えることが想定され、その保有方針は当社の経営に大きな影響を及ぼすことになることから、現時点で想定される投資期間、売却する場合の想定価格及び売却方法（市場内売却、相対取引等）、並びに、追加取得する場合の当社株式の非公開化に向けた方針について具体的にご教示ください。

以 上

独立委員会委員の氏名及び略歴

野口 郷 司 (1952年7月14日生)	1977年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 1998年10月 株式会社新生銀行名古屋支店長 2004年10月 株式会社アプラスに出向、同社 執行役員 2005年2月 同社CFO取締役常務執行役員 2008年10月 株式会社新生銀行を退職、株式会社アプラスCFO取締役常務執行役員 2011年4月 株式会社アプラスフィナンシャルCEO代表取締役社長執行役員 2016年6月 同社相談役 2017年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)
大 高 健 司 (1952年5月12日生)	1999年4月 ホンダカーズフィリピン社長 2002年10月 ホンダプロスペクトモーター(インドネシア)社長 2007年4月 ホンダオートモビルタイランド社長 2009年4月 株式会社ホンダカーズ愛知副社長 2010年4月 同社 社長 2014年4月 同社 相談役 2014年8月 株式会社ホンダコンサルティングエグゼクティブコンサルタント 2015年6月 当社社外取締役 2017年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)
英 公 一 (1958年7月9日生)	1981年10月 アーンスト・アンド・ウィニー公認会計士共同事務所(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2003年7月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)代表社員 2008年10月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)金融部門長 2010年8月 同法人常務理事 2012年8月 同法人経営専務理事、監査業務本部長、金融事業部長 2014年7月 同法人理事長 2014年7月 損害保険契約者保護機構監事(現任) 2016年7月 英公認会計士事務所公認会計士(現任) 2019年7月 当社取締役(監査等委員)(現任)

以 上